政　令

外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百七号

外務省組織令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（外務省組織令の一部改正）

第一条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「十二人」を「十六人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、一四一人」を「一、一五四人」に改め、同表外務省の項中「五、八六二人」を「五、八六九人」に改め、同表合計の項中「二九六、三三一人」を「二九六、三五一人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務大臣　岸田　文雄

省　令

○外務省令第十九号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月八日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条見出し中「主任外交調整官及び外交政策調整官」を「主任外交調整官、外交政策調整官及び企画官」に改める。

第十一条第一項中「主任外交調整官一人及び外交政策調整官三人」を「主任外交調整官一人、外交政策調整官三人及び企画官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第十一条第五項の次に次の一項を加える。

6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。